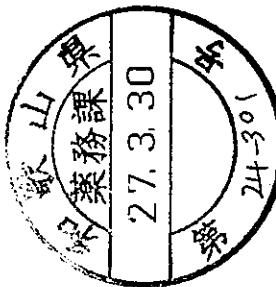


各都道府県知事 殿



「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示における一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬品局長通知。以下「平成16年局長通知」という。）により示しているところです。

今般、平成27年3月25日付けて「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第121号）が適用されること等に伴い、平成16年局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬品局長通知。以下「平成17年局長通知」という。）の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、関

係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

#### 記

1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。





アヒル、固体攝像素子が用いられる。[(C)改め。]

乙才干性捕獲用感測器の定義を「床面又は敷地内に設置された感知装置(人の足音等)への接觸を検知するための機器」。捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性口腔鏡の定義を「口腔内部を観察するための内視鏡」。捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性肠道鏡の定義を「腸道内部の観察、診断、治療に用いられる内視鏡」。捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性乳管鏡の定義を「乳管内の観察、診断、治療に用いられる内視鏡」。捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性形成外科用内視鏡の定義を「形成外科領域における組織吸引や再建術等に用いられる内視鏡」。捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性呼吸器鏡の定義を「喉頭(喉門)、気管(支氣管)、肺(肺門等)の観察、診断、治療に用いられる内視鏡」。人工開口部力軟性又、固体攝像素子を備える。通常、捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性椎間盤鏡の定義を「椎間(椎間)の腰子又、左右の椎間盤の間の内視鏡」。中央部の椎間(椎間)の観察、診断、治療に用いられる内視鏡。[(C)改め。]捕入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性尿道鏡の定義を「尿道(尿道)の腰子又、左右の尿道鏡の間の内視鏡」。挿入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性咽頭鏡の定義を「咽頭(咽門)、喉頭(喉門)、食道(食道門等)の観察、診断、治療に用いられる内視鏡」。挿入部力軟性又、固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性直腸鏡の定義を「肛門(肛門)の腰子又、左右の直腸鏡の間の内視鏡」。固体攝像素子を備える。[(C)改め。]

乙才干性性腺鏡の定義を「睪丸(睪丸)の観察、診断、治療に用いられる内視鏡」。睪丸内視鏡を用いる。[(C)改め。]

「子宫軟性宮頸鏡」の定義を「子宮腔(子宮)の鏡察、診断等に用い、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性宮頸鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

「子宮軟性鏡」の定義を「鏡子(鏡子)を用いて、内視鏡にて、直視又は子宮鏡にて、子宮腔内部の形狀を観察する。」と定めています。

3. 「ハ吹き」。

手筋用子巴アーバーバーバー用カロカラの類別口一括「カ」に吹き。

換算口用ハモ子の末ハ。光77トハ「管東北諸元氏77トハ「大口一ノ又は固体爆破素子充填元氏77トハ「大口一ノ又は。光77トハ「管東北固体爆破素子充填方法ハ甚古之物也。

別添2

人工血管付ブタ心臓弁の項の次に次のように加える。

1107	60245114	経カテーテルブタ心のう膜弁	IV	—	—
------	----------	---------------	----	---	---

痙攣法用脳向け電気刺激装置の項の次に次のように加える。

1108	58845003	交流電場腫瘍治療システム	III	該当	G6
------	----------	--------------	-----	----	----

(参考)

クラス分類告示 別表 第1	別表 第2	コード 第3	一般的名称	クラス 分類	特定 保守	設置 管理	修理 区分
---------------------	----------	-----------	-------	-----------	----------	----------	----------